

令和6年1月17日

東部農林水産振興センター出雲農業部

<b>標 題</b>	<b>有機 J A S 認証取得に向けた水稲栽培の取組（斐川地域）</b>
------------	---------------------------------------

（ダイジェスト）

斐川地域の2経営体（以下A、B法人）は令和5年産から有機 J A S 認証の取得に向けた水稲栽培を開始しました。有機農産物の生産原則である日本農林規格に従って、使用資材や栽培管理の見直しを行った結果、A法人が令和5年10月に当地域では初めての有機農産物の生産工程管理者として有機 J A S 認証（転換期間中）を取得しました。

この2経営体は、ほ場が隣接しているためお互いに機械除草や乾燥調製作業の受委託をしており、相互に連携した無化学農薬・肥料による水稲栽培を行っていましたが、更に付加価値を高めることを目的として令和5年産から有機 J A S 認証の取得を目指しました。

認証の取得には、化学的に合成された資材の使用を避けることを基本として栽培する必要があり、農業部では両法人と共にほ場周辺の栽培環境や使用する資材、他の収穫物とのコンタミネーション防止対策等について確認及び検討を行いました。具体的な改善事項としては、使用可能な堆肥への変更、有機専用の育苗箱・シートの購入、収穫関連機器の清掃等を実施しました。

その結果、A法人が認証機関の審査を経て令和5年10月に有機 J A S 認証（転換期間中）を1.3haのほ場で取得し、一般の米よりも高単価で販売することができたことから本年産は面積を拡大することにしています。一方、B法人は本年産の取得に向けてA法人が審査時に受けた指摘事項等を参考にしながら取り組むと共にA法人同様に面積拡大を図る意向があります。

農業部では今後も関係機関と連携し、栽培・認証取得支援の他、新規取組農業者の掘り起こしを行っていきます。



【有機専用の育苗箱】



【A法人によるB法人ほ場の除草の様子】



【有機 JAS 認証取得玄米】